

○山井委員 三十分、質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

まず冒頭、先週末から、関東甲信から東北は記録的な大雪に見舞われまして、各地で大きな被害が出ております。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

現在でも、JRや高速道路などが寸断されて、地域の生活道路の除雪のおくれなどから孤立する集落も多いわけでありまして、自衛隊が救援物資の輸送や除雪支援などに取り組んでくださっておりますが、まだまだ困難な状況におられている方々が多いわけでありまして。国として、一刻も早く万全の救援、支援に当たってほしいと思います。

安倍総理からも一言、対応への意見をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 まず、今回の豪雪の被害によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしたいと思います。また、被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

政府としては、降雪前の十四日に関係省庁災害警戒会議を開催いたしまして、古屋防災担当大臣から、国民の皆様に対して、不要不急の外出を控えて早期に帰宅すること、そしてまた、関係省庁に対して、除雪の体制確保、交通障害への対応に万全を期すことなどを指示し、対応を確認したところでございます。

降雪による被害が発生した地域では、警察や消防が救出救助や交通誘導などの初動対応に当たるとともに、十五日午前からは、山梨県知事からの要請を受けて、災害派遣された自衛隊が物資輸送、除雪などの任務に当たっております。

また、十六日には、関係省庁災害対策会議を開催いたしまして、古屋防災担当大臣と横内山梨県知事とのテレビ会議によって、山梨県の被害状況や政府への要望などの把握に努めるとともに、関係省庁、機関の対応を確認したところでございます。

本日、亀岡内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団を山梨県へ派遣いたしまして、現地で情報を収集するとともに、政府としての支援の調整を行う予定でございます。

けさ方も、担当の秘書官に対しまして、万全を期すように指示をしたところでございます。

○山井委員 緊急事態でありますので、ぜひとも迅速な対応をお願いしたいと思います。私たちも、その点について応援をさせていただきたいと思っております。

さて、私の三十分の質問の中では、前半は、実質賃金上昇率、つまり、賃金上昇率から物価上昇率を引いたもの、実質の賃金がここ四年の中で一番下がっている、この問題。

そして、後半では、そういう中で、今国会で労働者派遣法改正法案が提出されようとしておりまして、これでは正社員から低賃金の派遣労働者への置きかえが進む危険性がある。若者の雇用環境は今特に悪化の一途をたどっておりまして、不安定そして低賃金の派遣労働が若者にふえることがあっては、私は日本の未来にとって問題ではないかと思っております。ディーセントワークとも言える、人間らしい働きがいのある仕事を若者にどう提供していくのか、そのことについて後半は議論させていただきたいと思っております。

きょうの朝刊にも出ておりましたけれども、アベノミクスで景気回復を実感しておられますかという国民に対する世論調査で、実感しているという回答はたった一八％。実感していないという回答が七七％。五人に四人は実感をされていないんです。

なぜか。その答えがこのグラフになります。

話は簡単。過去四年間の中で、昨年下半期、七月から十二月においてはマイナス一・三％。確かに、少し賃金は上がっているけれども、それより物価が急速に今上がっているわけですね。そうすると、生活は苦しくなるに決まっているわけでありまして。

何か報道では、景気はよくなっている、よくなっている、会社はもうかっているというふうな報道が多いわけですがけれども、国民生活に一番直結する、物価高を差し引いた賃金上昇率が過去四年間で一番下がっているわけですから、景気回復を実感できないのも当然であるというふうに思っております。

例えば、大企業は少し上がっているけれども、中小企業は下がっている、正社員は少し上がっているところは

ありますが、非正規雇用については賃金が非常に安い、そのような問題があるわけでありませう。

過去四年間で一番、実質賃金が今下がっていて、生活が苦しくなっている、このようなことの理由について、安倍総理、いかが思われますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 御指摘の昨年後半、七月から十二月の賃金の動向を見ても、実質賃金の上昇率は全体で前年比マイナス一・三%であります。一般労働者一人当たりの賃金は、地方公務員給与が特例的に引き下げられた影響もあるわけですが、それにもかかわらず、特別給与の増加などで増加傾向にあります。他方、相対的に賃金の低いパート労働者の割合が上昇していることから、勤労者一人当たりの平均賃金が名目で若干のプラスにとどまることが背景にあるものと理解をしております。

ただし、昨年の上半期だけを取り出すのではなく、これを年間で見ますと、平成二十四年は一人当たりの平均賃金がマイナス〇・七%であったため、実質賃金も前年比マイナス〇・七%でありましたが、政権交代した後の平成二十五年は、一人当たりの平均賃金がマイナスから横ばいになりました。上半期においては実質賃金はプラス〇・四%となっております。通年で見ると〇・五%になっているわけでありませう。後半だけで見ますと先ほどおっしゃったように一・三%ありますが、通年で見ると〇・五%になっているということでありませう、まあマイナスではあるんですが、実質賃金はマイナス〇・五%になっているということでありませう。

しかし、リーマン・ショック後〇・四二倍まで落ちていた有効求人倍率は、一人の求職者に対して一人分の職があるという一倍まで来たわけでごさいますし、そして、日銀の短観によっても、大企業はプラスに転じたわけでありませう、中小企業、特に非製造業においては二十一年と十カ月ぶりに業況判断がプラスになったということでありませう、間違いなく景気は回復をしているわけでありませう。

課題は、そして実質賃金をしっかりとふやしていくということになるわけでごさいます。昨年の予算委員会でも議論を行ったわけでごさいます。私たちは、デフレから脱却をし、そして経済を成長させていく。その中でしっかりと国民に、その果実が全国津々浦々に行き渡るようにしていきたいと申し上げたわけでごさいます。その中の過程としてどういう道程をとっていくかということにつきましては、大胆な金融緩和と財政政策によってしっかりと景気を回復し、デフレから脱却をしていく。

デフレから脱却をしていく過程においては、ある程度輸入物価が上がっていくということも見越していたわけでごさいますし、また、ダイヤモンドプルによる物価の上昇も起こっていく中において、それに対してしっかりと賃金が追いついていく。しかし、当初においては、例えばエール大学の浜田先生は、当初においてはある程度物価が先行するけれども、だんだん賃金がそれを追いついていくという分析をしておられました。

私たちは、その期間をなるべく短くしなければならないということの中において、三本の矢、特に二本目の矢を放っていくということは、全国隅々までいち早くこの景気の実感を行き渡らせていくということと同時に、これを賃金の上昇に早く結びつけていきたい、今その過渡期にあるということは御了解をいただきたい、こう思うわけでごさいます。

いずれにいたしましても、昨年行われました政労使の懇談会において、企業の収益の改善を賃金に結びつけていくことが景気の好循環をつくることにおいて大切だという認識を持たれたことは極めて有意義だったと思うわけでごさいます。そういう中において、しっかりと経営者の皆さんが企業の収益の改善を賃金の上昇に結びつけていただきたい、そのことを期待したいと思います。

○山井委員 いや、安倍総理、非常に苦しい答弁でしたね。景気回復は確実に進んでいるとおっしゃいながら、このグラフにあるように、景気回復と口ではおっしゃいますけれども、実質賃金は急速に下がっているんです。そして、賃金を上げる、賃金は上がっているとおっしゃいますけれども、それ以上に物価が上がっているんです。国民生活にとって一番重要なのは、賃上げと物価高のトータルのプラスマイナスなんですね。もちろん、賃金はどんどん上がってほしいと私も思います。しかし、それよりも多く物価が上がると、国民生活は苦しくなっていくんです。

ですから、今聞いて、私は少し違和感を感じましたが、実質賃金がこれだけ大幅に下がっているにもかかわらず、安倍総理は、景気回復している、回復していると。ここに、国民がアベノミクスの景気回復を実感できない現実と、安倍総理の認識のずれがあるんじゃないんですか。

そして、私が心配するのは、今までは消費税前の駆け込み需要もありました。しかし、四月以降は、これまたさらに消費税もアップするんですね。

それでは、安倍総理にお伺いします。

四月以降、実質賃金、つまり賃金上昇率と物価が上がったものの差し引きは、もっと下がるんじゃないですか。安倍総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 何か、まるで安倍政権になって実質賃金が下がったようなことをおっしゃっているんですが、下がる率は、皆さんの政権のときには、先ほど申し上げましたように、マイナス〇・七なんですよ。マイナス〇・七だったんですよ。安倍政権においては、マイナス〇・五になっているんですよ。つまり、改善はしているんですよ、間違いなく。これは事実です。今私が申し上げているのはファクトでありまして、皆さんの政権の時代はマイナス〇・七だったものが、これがマイナス〇・五になっているんです。

そして、今、山井さんは下半期のことしか言っていないわけですね。これは通年で言わなければおかしいわけでございます。

そして、景気全体が悪くなっているというふうにおっしゃっているんだけど、しかし、そんなことはないわけでありまして、我々が政権を奪還する直前の七一九の段階においては、GDPはマイナス三・五%だったんですよ。それが昨年の一—三においてはプラス四・五%に、マイナスからプラスに大きく変わったわけでありまして、このことははっきりと申し上げておきたい、こう思うわけでありまして。

そこで、しかし、なぜそもそも消費税を引き上げるかといえば、これは自民党と民主党と公明党で合意したものでありまして、伸びていく社会保障費に対応するために、そして今のこの社会保障制度を次の世代に引き渡していくために、国民の皆さんに負担をお願いしたわけでございます。

ですから、そのことと同時に、今私たちが進めている二%の物価安定目標、これに向かって進んでいるわけでございます。

この物価安定目標につきましては、これで上がっていく物価に対しては、我々、賃金が追いついていくべく、しっかりと、政労使で議論を今進めたもの、合意したものの上に立って、経営側の皆さんにも判断をしていただきたい、こう考えているところでございます。

○山井委員 長い答弁の割には、聞いたことに答えていただきたいんですが、四月以降の実質賃金は今より上がると考えておられるのか、下がると考えておられるのか。国民が一番知りたいのはそこなんですね。

消費税が上がって、物価が上がるのは確実です。その中で、賃金も上がってほしいと私は思いますが、今、マイナス一・三%で、これは本当に過去で一番、四年間で下がっています、事実として。それを四月以降は、一・三よりも改善する、実質賃金はよくなるというふうにお考えですか、安倍総理。

○田村国務大臣 まず、技術的な話をします。

これは現金給与総額という、その数字の性格なんです。実は、なぜ、先ほど実質賃金、これは下半期ですけども、これがマイナス一・三になるかといいますと、一般労働者の方々は〇・八プラスなんです。しかし、パートタイムがマイナス〇・四なんですね。

パートタイムが今、雇用の改善の中でふえています。労働者はふえていますからね、今。ですから、収入をもらう方々はふえているんです。ただ、問題は、パートタイムが〇・四とはいえ、時間給で見ると、実はプラス〇・七なんですよ。

どういうことを言いたいのか。一人当たりの賃金なものですから、実は短時間の方々がふえてきたんです、働く時間帯が。ですから、そういう方々がふえたので、マイナスのように見えますけれども、時間当たりはプラス〇・七ですから、実は賃金は上がってきているんです。

そういうことも鑑みながら、四月以降、このような、実質賃金が下がらないような、我々も考えて景気対策を行っているわけでありまして、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

○山井委員 私は安倍総理に、四月以降の実質賃金は今よりも改善するかどうかという質問をしているのであって、安倍総理に答弁をお願いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 今、田村大臣が説明をしたのは、山井さんが本当に一つの側面だけを取り上げておられる

から、全体像をお示しした。そうしたら、山井さんにとって都合の悪い数字が出てきたものですから、聞いていない、こうおっしゃった。大変わかりやすい構図だったというふうに私は思いますよ。

そこで、先ほど申し上げましたように、消費税の引き上げ。消費税の引き上げ分については、昨年、皆さんも、私たちとともに、五%から八%に引き上げるということを決めましたね。その段階で、では、三%賃金が上がるということを見越したんですか。違いますよね、できるわけがない。

皆さんのときには、いわば正規の労働者の賃金においては、田村大臣から答弁をさせていただきましたように、どんと落ちているんですから。今、私たちの政権になって、これは後半に限って言っても、また、もちろん通年でいえばそうなんです、いわば正規の雇用者については賃金は上がっているんですよ。賃金は上がっている。皆さんのときには下がっているんだ。皆さんのときはそちらも下がっているんです。私たちのときには、実質賃金については上がっています。これは事実、ファクトを申し上げているんですよ。賃金は上がっているんですよ。

そして、その中において、公務員給与を下げています。公務員給与を下げているにもかかわらず、上がっているんです。景気がよくなることによって、たくさんパートの方々を雇うようになったんですよ。そして、そのトータルとして、どうしてもパートの方々については賃金が抑制されているということもあります、その中の全体量として、全体の総体としてマイナスとなった、通年では〇・五となったということの説明させていただいたところでございます。

そこで申し上げれば、ただいま申し上げましたように、消費税については御負担をお願いするということであり、そして、消費税プラス我々が今進めている政策によって、物価が上がっていきます。この上がっていく物価を上回っていくように我々も努力をしていきたいし、間違いなく企業の収益は改善をしているんですから、この改善を賃金の上昇に結びつけていただいて、そしてしっかりと景気の好循環を取り戻していきたい、こう思っているところでございます。

同時に、消費税の引き上げにおいては、これは私たち、一万円を給付していく、消費税の引き上げ分について消費をカバーするものを給付していくということもやっているわけでございます。

○山井委員 長い答弁の割には、四月以降、実質賃金が改善するという答弁はありませんでした。結局、極めて見通しは厳しいと言わざるを得ません。

そこで、今の安倍総理の答弁の中で、パートなど非正規雇用がふえていることが実質賃金の下がっている一つの理由だという話がありました。

そこで、私、問題だと思いますのは、この国会で、派遣法の規制緩和の法案を政府は予定されております。労働者派遣法。

現在、約百三十万人の方が派遣労働でありまして、これを見てもらったらわかりますように、例えば、三十代で正社員だったら時給が二千百円ぐらい、そして派遣労働者だったら千三百円ぐらい。また、五十代でいきますと、正社員だと三千円ぐらいの時給換算になるのが、派遣労働者は年をとっても賃金は上がらず、千二百円台のままです。つまり、いつ契約が終了するかわからない、賃金が五割から七割ぐらいだ、さらに、ずっと勤めても賃金が上がらない。つまり、非正規雇用労働者がふえればふえるほど実質賃金は下がっていく、こういう傾向になるわけです。

そして、さらに深刻なのは、この百三十万人の派遣労働者のうち、六割の方が、アンケート調査では、正社員として働きたいと。逆に、今のままの働き方がよいというのは一九%。

もちろん、派遣労働、私は認めますし、派遣労働でこれからも働きたいという方には、派遣というのはいいい働き方だと思います。しかし、不本意派遣とも言われる、六割の方が、正社員として働きたいんだけど派遣しか仕事がない、こういうことは非常に深刻な問題だというふうに思っております。

このような状況の中で、今回、簡単に言いますと、労働者派遣制度の緩和。一つは、今まで期間制限のない業務は専門二十六業務だったのが、二十六業務以外も可能になる。さらに、派遣期間についても、派遣先企業は、四年目以降も、労働者をかえればずっと派遣労働者を受け入れられるという大幅な緩和になるわけです。

この内容については、配付資料にもありますが、人材派遣協会、派遣会社からの要望書に大体沿った内容に、今回なっているわけでありまして。

そこでお伺いしたいんですが、このような派遣を拡大していくと、一生派遣のまま働かざるを得ない方がふえるのではないかと。先日の本会議で、安倍総理は、そういうための改正ではないと答弁されておりますが、改めて安倍総理にお聞きしたいと思います。

本会議で安倍総理が答弁された答弁についてお伺いするんですが、このような緩和をすると、一生派遣のまま働かざるを得ない労働者がふえるのではないのでしょうか。安倍総理、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 現在検討中の労働者派遣法の改正は、労働者派遣事業を全て許可制としまして質の向上を図るとともに、派遣期間の設定について、労使双方にわかりやすい仕組みにすることです。派遣労働者のキャリアアップを促進することを目指すものであります。

こうした見直しの中においては、有期雇用の派遣労働者について、同じ職場への派遣は三年を上限として、節目節目でキャリアを見詰め直していただくとともに、派遣元に対して、派遣労働者本人の希望を踏まえてキャリアコンサルティングや計画的な教育訓練の実施を義務づけることとしております。また、三年の期間が満了した場合、正社員になったり、あるいは別の会社で派遣を続けることができるように、派遣会社が雇用の安定化措置を講ずることを、新たにこれも義務づけているわけです。

言ってみれば、義務づけとして、派遣で仕事をしている人たちが希望している中において、正社員になっていく、あるいはまた、もう一度別の派遣を続けていくことができるように、派遣会社がそうした義務を負うということになるわけでありまして、こうした仕組みを通じて、派遣労働者の希望に応じたキャリアアップを促進していきたい、このように考えております。

○山井委員 今回の派遣法の改正においては、規制緩和の側面が強く、配付しております、例えば産経新聞の一月三十日の朝刊においても、正社員から派遣への置きかえを防ぐ目的で派遣期間に上限を設けてきた従来の原則を事実上転換するというふうに報道されています。安倍総理は今、正社員になりやすくするという答弁をされましたけれども、実際、そういう面よりも、今まで正社員が行っていた仕事を派遣労働に転換しやすくする改革なんですね。

例えば、産経新聞の朝刊の社説でも、「限定的だった派遣労働の職場を広げる」「ただ、派遣対象業務の拡大が、いたずらに正社員の仕事を奪うことがあってはならない。」と報道されていますし、また、読売新聞一月二十九日夕刊でも、「制度の重点は、現在の労働者保護から派遣の活用拡大に転換される。」と。

私たちは派遣労働をもちろん認める立場ですけれども、それはあくまでも臨時的、一時的であって、本当は正社員になりたいのに不本意ながらずっと派遣労働にしかつけない、そういう若者をふやしていくことはあってはならないというふうに考えております。

安倍総理、端的にお答えいただきたいんですが、今回のこの改正で、派遣労働者を安倍総理としてはふやすべきだと考えておられますか。安倍総理の御見解をお伺いします。

○安倍内閣総理大臣 私は、ふやすべきだとは全く考えていない。ふやすべきだとは考えていないわけでありまして、先ほども申し上げましたように、それぞれ働いている人たちにとってはニーズがあるわけでありまして、派遣という形態を希望される方々もおられるわけでありまして、そうではなくてキャリアアップを図っていききたいという方々に対しては、よりキャリアアップを図っていきやすい仕組みを我々はつくっていききたい、こう考えているわけでございます。

○山井委員 私は今の答弁、びっくりしました。というのが、新聞でも報道されているように、この制度は派遣を利用しやすくする制度ですよ。例えば、日経新聞でも、一月三十日、「企業、制度利用しやすく」、そして、大手の派遣会社は、企業が派遣サービスを使いやすくなるというふうに期待していると。

つまり、この制度は、派遣がふえる可能性がある制度改革なんですよ。にもかかわらず、安倍総理は、派遣がふえてほしいとは思っていない。ということは、今の答弁と、出してくる制度改革が違うんですよ。私がなぜこれをこだわるかというと、この法改正は危険なんです。なぜならば、安倍総理がおっしゃるように、望んでいる一九%の人が派遣になっているケースはいいです。六割の方は、本当は正社員を望んでいるんですから、そういう不本意派遣なんですね。

それで、安倍総理、この改革で派遣がふえていくと、賃金は下がっていくんです。ここにありますように、正社

員を例えばリストラして、派遣にするケースが出てくる。何よりも、会社が新入社員を雇うときに、今までだったら業務が限定されていたから正社員を雇おうかと思っていたところが、これからは新入社員も派遣にしようかと。つまり、今回の改正において、もしかしたら、若者が正社員になりにくくなる、若者の不安定、低賃金労働がふえるかもしれない、こういう深刻な問題をはらんでいるわけです。

安倍総理、改めてお聞きしますが、安倍総理は、本当に派遣労働がふえるべきではないと思っているんですか。派遣労働がふえるべきでないと思っておられるんだったら、この改正を出すのはおやめになられた方がいいと思いますが、安倍総理の認識をお聞きします。安倍総理。

○田村国務大臣 我々も、不本意派遣、本来は正規で働きたいけれども派遣をせざるを得ない、こういう方々が少なくなって正規になっていくこと、これは必要だと思います。

ですから、今般も、今総理がおっしゃられましたとおり、例えば三年、期間制限があります。その後、引き続きその業務で何かする場合に関しては、これは何らかの雇用安定措置を組まなきゃいけない。ですから、その中においては、直接派遣先に対して、直接雇用、これを派遣元が依頼できる、こういう制度も入れてあるわけなんです。

ただ、山井先生、派遣のことばかりおっしゃられますが、派遣を厳しくした間も非正規はふえていっているんですよ。今、一千九百万人、非正規です。見ますと、派遣の方が実は賃金高いんです。常用派遣が一千四百三十二円、登録型が千二百六十三円、これに対して直接雇用の非正規、こちらの方が千百九十八円で安いんです。

ですから、これは、派遣だけではなくて非正規自体をどう正規にしていくかということは、我々もキャリアアップ助成金等々で対応しますが、今般の改正は、派遣で働く方々の雇用を守る、派遣で働く方々を守っていくという意味に関して法改正をさせていただくわけでございますから、今まで登録だけしておいた派遣業者も許可制にするでありますとか、いろいろな強化策をする中において質の向上を図っていこうというものでございますので、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○山井委員 総理に改めてお聞きします。

これは非常に深刻ですよ。なぜならば、リーマン・ショックで多くの派遣労働者が派遣切りに遭って路頭に迷った。本当に私たちは大変な危機を経験したわけで、そういう目に、今後、若い世代の方々を遭わせるわけにはいかない。ですから、正社員よりも派遣労働者を雇いやすくするこの改正というのは、若者の雇用環境にとって私は非常に深刻な問題があると思っておりますが、先ほど安倍総理は重要な答弁をされました。派遣がふえることは望んでいない。ということは、安倍総理は、この改革によって派遣はふえないと予想されておられるんですか。

○安倍内閣総理大臣 働いている勤労者の職場環境が向上していく、あるいは賃金が上がっていくためには、まずは景気を回復することが大切なんですよ。

そういう中において、労働市場が逼迫化していく中において、これは状況もよくなっていくのは間違いないわけでありまして、一昨年は、平成二十四年は三四半期連続マイナス成長だったじゃないですか。昨年は通年で四四半期プラス成長に変わりました。そういう中において、先ほど申し上げましたように、有効求人倍率も、かつてリーマン・ショック後〇・四二倍だったものが一倍になりました。そして、失業率においても、今三・七%まで改善をしているのは事実でございます。

そういう中において、派遣についても、私が申し上げましたのは、後で田村大臣から補足して御説明をいたしましたように、しかし、不本意な方々にとって、何とか正社員になりたいという努力をしている皆さんにとって、しっかりと道が開かれるものにならなければいけない。

道が開かれるものにしていくためには、派遣会社に対して我々は新たな義務を、先ほど申し上げましたような、キャリアアップをしていく人々に対しての支援をしていく等々の義務を負わせたわけでありまして、ルールについても明確化をしているわけでございまして、派遣労働という世界の中においても、より質を上げていく、仕事の環境の質を上げていくための法律であるということは御理解をいただいていると思っておりますよ。

その中において、これは、この仕組みについて、全く仕事についていない人をなくしていくことも大切でありますから、そういう人をなくしていくということも考えなければならないわけでありまして。そういう方々にとっ

では、いわばこの、まず派遣という仕組みから仕事を得るということだって当然あるわけでございます。

全員が派遣ではなくて正社員扱いになれば、これは一番いいに決まっているわけでございますが、グローバルな競争の中で日本は打ちかかっていかなければならないという状況もあるわけでございまして、そういう中において、この派遣という形態が今あり、他方、働き方のニーズもさまざまに多様化している中において、派遣を活用している方々がいらっしゃるのも事実であります。

そういう働き方が多様化している中において、このニーズにも対応できるようなものにもしているということも御理解をさせていただきたい、このように思います。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わらせていただきますが、私が非常にショックを受けましたのは、一方では賃金を引き上げろといいながら、一方では、派遣が大幅にふえる可能性のある労働者派遣法の改正を政府としてはやろうとしている。言っていることとやっていることが違う。

さらに、安倍総理がこの改正で派遣労働者がふえると認識をされていて提出されるんだったらまだわかりますけれども、ふえてほしいとは思っていないといいながら、ふやす法改正を出してくる。これは、後々、派遣がふえたかどうか検証できることですから、安倍総理が間違った認識であったということが後で歴史で証明されることになると思います。

このことについては、しっかり今後も議論していきたいと思います。ありがとうございました。